

府中市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員の責務及び活動原則（第3条・第4条）

第3章 議会運営の原則（第5条—第7条）

第4章 議会機能の強化（第8条—第11条）

第5章 市民との関係（第12条—第15条）

第6章 市長等との関係（第16条—第19条）

第7章 議会改革の推進（第20条）

第8章 議会事務局及び議会図書室（第21条・第22条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第23条—第25条）

第10章 補則（第26条・第27条）

附則

近年、地方分権の流れの中で、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しており、二元代表制の下で、議会が果たす役割及び責務はますます増大している。

そのため、本市議会は市民に対して、積極的に情報の公開や発信を行うとともに、市民参加を推進し、公正・透明で、市民に分かりやすい、開かれた議会の実現に今まで以上に取り組んでいく必要がある。

よって、これまでの取組を集大成させるだけでなく、それらを継続するとともに、市民の意思を反映する市議会及び市議会議員のあり方を改めて明確にし、さらに改革を進めていくことにより、市民の信頼を得て、市民全体の福祉の向上、市の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本原則、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会活動の基本原則）

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関として、公平かつ公正な議論を尽く

し、地方自治の本旨の実現を目指すため、次に掲げる基本原則に基づいた議会活動に努めなければならない。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することから、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい、開かれた、分かりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の政策決定及び事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (4) 議会による政策立案又は政策提言に取り組むこと。
- (5) 議会改革を継続的に推進すること。

第2章 議員の責務及び活動原則

（議員の責務及び活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識するとともに、論拠を明らかにし、市民に分かりやすい議論を積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 議員は、市民の厳粛な負託に応え、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。
- 3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めなければならない。
- 4 議員は、市民に対して、自らの議会活動について、説明するよう努めなければならない。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会運営、政策決定、政策立案、政策提言等に対し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 議会運営の原則

（議会運営の原則）

第5条 議会は、市長等の基本的な政策決定及び事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、合議制の機関として円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

- 2 議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会運営に努めなければならない。
- 3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするよう努めなければならない。
- 4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(委員会)

第6条 議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、委員自らの提案及び市民からの意見等を基に所管事務調査を積極的に行い、政策提言を行うよう努めるものとする。

3 委員会は、その審査に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 委員会は、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議会運営、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、市民に対して説明する責任を有する。

第4章 議会機能の強化

(議会機能の強化)

第8条 議会は、市長等の政策決定及び事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能の強化を図るものとする。

(検討会等の設置)

第9条 議会は、市政の課題に関する研究のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

(議員間討議)

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会及び前条の規定により設置される検討会等において、積極的な討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間の討議を通じて合意形成を図り、積極的に政策立案、政策提言等に取り組むものとする。

(政務活動費)

第11条 会派及び議員は、政策立案、調査研究等に資するため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 議会は、政務活動費の使途の透明性の向上に努めるものとする。

4 政務活動費の交付に関することは、別に条例の定めるところによる。

第5章 市民との関係

(市民の参画機会の充実)

第12条 議会は、議会活動に市民が参画できる機会を確保するとともに、市民の

意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。

2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

(会議等の公開等)

第13条 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。

2 議会は、傍聴者の求めに応じて、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民の傍聴の意欲を高めるよう努めるものとする。

(情報公開の推進)

第14条 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、議会が保有する情報の提供に努めるとともに、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するよう努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにするものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

第6章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第16条 議会は、二元代表制の中で、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に市長等との緊張関係の保持に努め、事務の執行の監視及び評価を行い、市民福祉の向上のために取り組むものとする。

2 議会の一般質問は、市民に分かりやすく、かつ、論点を明確にするため、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式によって行うことができる。

3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その発言の趣旨の確認等のために質問をすることができる。

(重要な政策等の監視及び評価)

第17条 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容

- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項

2 議会は、前項の重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算審議における説明)

第18条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。

(議決事件の拡大)

第19条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決事件については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長等の政策執行上の必要性和を比較考慮するものとする。

第7章 議会改革の推進

(議会改革の継続的な取組)

第20条 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、会議規則、委員会条例、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

第8章 議会事務局及び議会図書室

(議会事務局の強化)

第21条 議会は、市長等の政策決定及び事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実・強化、組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局職員を適正に配置するよう努めるとともに、大学等の研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理・運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その

信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

(議員定数)

第24条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議員定数は、別に条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。

第10章 補則

(議会及び議員の責務)

第26条 この条例は、議会における基本的な事項を定めた規範として、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に規定する事項との整合を図らなければならない。

2 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに研修を行わなければならない。

(条例の見直し)

第27条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。